

せいそう 労働者 速報

2021 年 11 月 18 日

No. 1176

東京清掃労働組合

企画・総務局

2021 年度賃金確定（第 4 回）最終団体交渉

60 歳超の賃金水準については

引き続き協議とさせ

実力行使は回避

一時金については、勧告どおり△0.15月の削減（再任用は△0.05月）

18 日（木）早朝から断続的に実施された専門委員会交渉および小委員会交渉にて、あらためて我われの切実な要求を繰り返し強く訴えました。しかし、我われと区長会の主張は平行線を辿り、膠着状態に陥っていました。局面の打開に向け労使双方の責任者による会談が設定され、踏み込んだ回答を引き出したことから、22 時 30 分に中央委員会を開催し、決して満足できる回答ではありませんでしたが、現時点での到達点として、苦渋の判断をし、団体交渉にて最終提案を受けました。

各支部における取組と本部統一交渉が結びつき、交渉と大衆闘争が一体となり、全組合員の総力で闘った結果と受け止め、総合的に判断しました。

したがって、明日 19 日（金）始業時から配置していた 1 時間の実力行使指令は解除とします。

2021 賃金確定闘争は、一時金の引下げを許さず、正当な賃金水準を求めるとともに、定年延長制度導入に係る条件整備、とりわけ 60 歳超の賃金水準を最重要課題として捉え、たたかいを展開してきました。7 割では再任用賃金を月例給で下回ってしまう職員が大勢存在します。この問題の改善を抜きに、定年延長制度の妥結など有り得ません。

今年度内の解決にむけ、今後も最大限の力を結集し交渉を強化していきます。各支部・組合員のさらなるご理解・ご協力をお願いするとともに、すべての組合員がモチベーションを維持できる制度の構築にむけ、最後の最後まで闘い抜きましょう！

2021 賃金確定闘争 主な妥結結果について

○特別区人事委員会勧告→勧告とおり

月例給：公民較差が僅少であることから、業務職給料表の改定はなし
一時金：定年前職員 0.15 月の削減（2022 年 3 月期の期末手当で清算）
再任用職員 0.05 月の削減（ ” ” ）

2022 年度以降

夏季（6 月） 期末手当 0.075 月の減（現行 1.125 月→1.05 月）
年末（12 月） 期末手当 0.075 月の減（現行 1.175 月→1.10 月）

○定年引上げに係る人事・給与制度の改正について

60 歳超の給料月額の水準等に係る要求は、労使の考え方に溝が埋まらないことから、年度内解決にむけ引続き協議

○技能・業務系人事制度（担当技能長職について）

引続き、各区における運用状況について、労使で検証し、課題の共有化を図る

○再任用職員の職務の級の取扱いに係る見直しについて

再任用職員の職務の級については、「同等を基本」とする
実施時期については、現行再任用職員のフルタイム勤務に限り、令和 4 年度から実施とする

○会計年度任用職員に係る期末手当の支給月数の改定時期について

来年度の賃金確定期に結論が得られるよう協議

○不妊治療のための休暇に係る給与の取扱いについて

職員の不妊治療のための休暇に係る給与の取扱いについて定める

①給与	取得した時間の給与の支給について	支給する
②昇給	欠勤等による昇給の抑制について	昇給を抑制しない
③期末手当	支給割合における欠勤等日数の算定について	算定しない
④勤勉手当	支給割合における欠勤等日数の算定について	算定しない
⑤退職手当	在職手当における除算期間について	除算しない

※妥結内容の詳細については、早急に支部書記長会議を開き説明します。また、「せいそう労働者(2021 賃金確定闘争妥結号)」を発行します。 中央執行委員と連携し、組合員への周知をお願いします。

令和3年度賃金確定（第4回）団体交渉

1. 日 時 2021年11月18日（木）24時02分から24時09分

2. 場 所 東京区政会館 20階 203会議室

3. 出席者

区長会：

佐藤副区長会会長（荒川区）、橋本副区長会副会長（板橋区）、高野副会長会副会長（墨田区）、齊藤副区長会役員（中央区）、荒川副区長会役員（台東区）、川野副区長会役員（大田区）、小西副区長会役員（練馬区）、押田副区長会役員（江東区）、入澤副管理者（特人厚）

オブザーバー：

小林人事企画部長（特人厚）、伊東総務部長会会長（江東区）、小池調査課長（特人厚）、金子勤労課長（特人厚）、林労務・制度改革担当課長（特人厚）伊東人担課長会幹事長（台東区）、杉山人担課長会副幹事長（大田区）

清掃労組：

江森中央執行委員長、西村副中央執行委員長、坂部副中央執行委員長、多田書記長、渡辺書記次長、泉田常任中央執行委員、栗澤常任中央執行委員、森田常任中央執行委員、高橋常任中央執行委員、萩原常任中央執行委員、渡辺常任中央執行委員

4. 議事録

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

先月20日の人事委員会勧告以降、私どもは、その取扱いについて、総合的かつ慎重に検討を重ねてまいりましたが、本日、最終判断をいたしましたので、申し上げます。

勧告では、月例給については、差額支給者を公民比較から除外して公民

較差を算出した結果、特別区職員が民間従業員を94円、率にして0.02パーセント上回っている状況ですが、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないこととし、特別給については、再任用職員以外の職員にあっては0.15月、再任用職員にあっては0.05月、それぞれ期末手当で引き下げることとなっております。

これを踏まえ、本年の月例給の取扱いについては、給料表及び諸手当の改定を行わないこととし、引き続き、現行の条例等の規定どおり、支給することといたします。

また、本年の特別給の改定については、勧告のとおり実施することとします。この改正による期末手当の年間支給月数は、定年前職員にあっては2.40月、再任用職員にあっては1.35月となります。

なお、今年度については、3月期の期末手当の支給月数を引き下げることといたします。

来年度以降の各期の期末手当の支給月数については、「期末手当に係る支給月数の改正について（案）」のとおりです。

次に、業務職給料表について申し上げます。

私どもは、業務職給料表の取扱いについても、慎重に検討を重ねてまいりましたが、本年の月例給の取扱いを踏まえ、改定を行わないこととし、引き続き、現行の条例の規定どおり、支給することといたします。

次に、担当技能長について申し上げます。

私どもは、引き続き、各区における担当技能長の運用状況について、労使で検証し、課題の共有化を図ってまいりたいと考えております。

次に、定年引上げに係る人事・給与制度の改正について申し上げます。

私どもは、皆さんと精力的に協議を重ねてまいりましたが、皆さんとの考え方の溝が埋まらないことから、今給与改定交渉での課題解決には至りませんでした。

しかしながら、定年引上げの円滑な実施のため、今年度内を目途に速やかに課題を解決しなければなりません。したがって、給与改定交渉の終了

後も、引き続き、皆さんと協議をしてまいりたいと考えております。

次に、再任用職員の職務の級の取扱いに係る見直しについて申し上げます。

皆さんからの強い要求をいただき、慎重に検討した結果、現行再任用職員のフルタイム勤務に限り、先行して、令和4年度実施とすることとします。

詳細は、「再任用職員の職務の級の取扱いに係る見直しについて（最終案）」のとおりです。

次に、会計年度任用職員に係る期末手当の支給月数の改定時期について申し上げます。

皆さんからの強い要求を踏まえ、次年度以降の会計年度任用職員に係る期末手当の支給月数の改定時期については、来年度の給与改定交渉期に結論が得られるよう改めて検討の上、協議してまいりたいと考えております。

その他の給与改定諸項目については、別紙のとおりといたします。

ただいま申し上げた私どもの考えは、区政を取り巻く環境が極めて厳しい中、本年の人事委員会勧告を踏まえて、熟慮に熟慮を重ねた結果の最終判断になりますので、是非ともご理解いただきたく存じます。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

ただいま、皆さん方から2021年度の給与改定について、考え方と回答が示されました。

一時金についてですが、本日の団体交渉の時点において、政府の人事院勧告の取扱いには決定されておられません。その理由は、「経済対策等政府全体の取組との関係の見極め」とされていることから、一時金の取扱いについて従来とは異なる対応も想定されます。仮に大きな取扱いの違いが生じた場合は、均衡の原則を踏まえて、必要な対応を行うべきと考えます。

〈当局〉

ただいま、皆さんから言及がありました一時金の取扱いについては、今

回の期末手当に係る提案が、特別区と同様に人事委員会を設置する東京都や他団体の動向に加え、条例改正の手續における人事委員会の関与といった点を踏まえたものであることをご理解いただきたく存じます。

〈清掃労組〉

最後に、一言だけ申し上げさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中において、区民の衛生的な生活環境を守るために、今もなお、すべての職員が奮闘を続けています。区民が生活していく上で欠かせない仕事として、清掃事業は一日たりとも滞らせることはできません。

また、近年増える災害時においても、復旧の第一歩は自らの役割と自覚し、日々の業務に邁進しております。

私どもは、今賃金確定期に、様々な課題を精力的に協議してまいりました。それは、単に清掃職員の労働条件の改善にとどまらず、良質な公共サービスとしての清掃事業のあり方に直結する課題であるとともに、区民の安全・安心につながるという認識で協議に臨んでまいりました。

残念ながら、定年引上げに係る人事・給与制度の改正については、互いの考え方の溝が埋まらないことから、引き続き協議となりましたが、私どもは、全ての職員が区民のためにやりがいを持ち、安心して働ける制度構築を求めています。時間も限られることから、積極的な協議をお願いします。

その他の皆さん方から示された考え方と回答は、これまでの私どもの主張に対し、踏み込んだものと受け止めて、機関に持ち帰り判断することといたします。

令和3年度賃金確定（第5回）団体交渉

1. 日 時 2021年11月18日（木）24時16分から24時17分

2. 場 所 東京区政会館 20階 203会議室

3. 出席者

区長会：

佐藤副区長会会長（荒川区）、橋本副区長会副会長（板橋区）、高野副会長会副会長（墨田区）、齊藤副区長会役員（中央区）、荒川副区長会役員（台東区）、川野副区長会役員（大田区）、小西副区長会役員（練馬区）、押田副区長会役員（江東区）、入澤副管理者（特人厚）

オブザーバー：

小林人事企画部長（特人厚）、伊東総務部長会会長（江東区）、小池調査課長（特人厚）、金子勤労課長（特人厚）、林労務・制度改革担当課長（特人厚）伊東人担課長会幹事長（台東区）、杉山人担課長会副幹事長（大田区）

清掃労組：

江森中央執行委員長、西村副中央執行委員長、坂部副中央執行委員長、多田書記長、渡辺書記次長、泉田常任中央執行委員、栗澤常任中央執行委員、森田常任中央執行委員、高橋常任中央執行委員、萩原常任中央執行委員、渡辺常任中央執行委員

4. 議事録

〈清掃労組〉

本年の人事委員会勧告は、2年連続となる一時金の引下げという大変厳しい内容でした。

コロナ禍において、区民の衛生環境を、今もなお懸命に守り続けている職員にとって、受け入れがたい内容であり、私どもとしては苦渋の決断となりました。

人事委員会に対する公民比較方法の見直しに向けた働きかけや、各区に

おける差額支給者の解消について、区長会のみなさんのご尽力をお願いします。

また、引き続き協議となった定年引上げに係る60歳超の賃金水準を含む課題の解決に向け、改めて精力的な協議をお願いします、先ほど皆さんから示された、本年度の賃金改定を始めとする諸課題に関する最終判断と提案を受け入れることとします。

〈当局〉

妥結のご回答をいただき、ありがとうございます。